



令和5年度 神奈川県たばこ対策推進検討会

健康医療局 保健医療部 がん・疾病対策課 がん・循環器対策グループ

令和5年11月7日

目次

- 1 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例
及び同条例施行規則の改正について
- 2 施設対応に関する運用変更について
- 3 神奈川県のたばこ対策の取組状況及び今後の施策について
- 4 その他

1 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例 及び同条例施行規則の改正について

改正の趣旨

平成22年4月「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」制定（受動喫煙を規制する全国初の条例）
令和2年4月 改正健康増進法が全面施行（受動喫煙が全国規模で規制）

前回の改正（令和元年度）

「法が上回る規制は法に委ね、条例が上回る規制は条例に残す」

（その後…）

定義や内容に関する法との相違点や、法と条例が入り組んで複雑であるなどの状況。

今回の改正（令和5年度） ※令和6年4月施行予定

**法の規定と合わせることに支障がない部分については法と合わせ、
よりわかりやすい内容とする。**

主な改正内容①

「喫煙」「受動喫煙」の定義の改正（法に合わせる）

検討会のご意見を踏まえた改正

	改正前	改正後	法
喫煙	たばこに火をつけ、又はこれを加熱し、その煙を発生させることをいう。	人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。	人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号及び次節において同じ。）を発生させることをいう。
受動喫煙	室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこ（中略）の煙（蒸気を含む。以下同じ。）を吸わされることをいう。	人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。	人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

主な改正内容②

対象範囲（法に合わせる）

	改正前	改正後
条例	<p>「室内」 範囲：狭い</p> <p>天井や壁によって外気を遮断することができる環境にある場所 （側壁が閉じていなければならない）</p>	<p>「屋内」</p> <p>※ 新たに条例の対象に含まれる場所の例 → ゴルフ練習場の打席 （屋根等のある打ちっぱなし）</p>
法 （参考）	<p>「屋内」 範囲：広い</p> <p>外気の流入が妨げられる場所として屋根がある建物であってかつ側壁が概ね半分以上覆われているものの内部 （側壁が半分あいていても該当）</p>	

主な改正内容③

禁煙標識掲示義務の廃止

	改正前	改正後
条例	<p>施設内を完全に禁煙とした場合 → 禁煙標識の掲示義務 (規則で様式指定、違反に罰則あり)</p>	<p>廃止</p> <p>「義務」としては廃止しますが、検討会のご意見を踏まえ、自主的な禁煙標識の掲示を推奨する運用とします。</p>
法 (参考)	<p>【前提：原則屋内禁煙】 施設内に喫煙区域を設置した場合 → 喫煙区域標識の掲示義務 (様式指定なし)</p>	



主な改正内容④

施設区分の変更（法区分を考慮した新区分に変更）

改正前

県1種

法一種のほか、法二種に該当する施設が含まれ、「県1種かつ法二種」という説明はわかりにくい。

改正後

県1種
(法一種該当)

学校、病院、行政機関、
保育所、児童厚生施設、
介護老人保健施設 等

区分を新設し
て振り分け

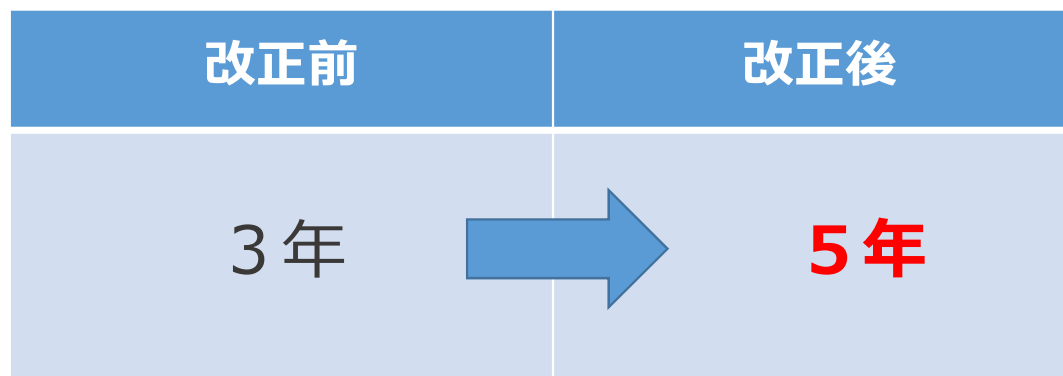
県特定1種
(法二種該当)

映画館、集会場、運動施設、
公衆浴場、百貨店、
金融機関、図書館 等

検討会のご意見を踏まえ、
新設する区分の名称を
「県特定第1種」としました。

主な改正内容⑤

条例見直し周期の変更



改正健康増進法の全面施行（令和2年4月）から3年以上が経過し、受動喫煙に関する社会状況は一定の着地をしたと判断されるため、条例の見直し周期を現行の3年から県条例の原則である5年としました。

※次回の条例見直しは令和9年度に実施。

2 施設対応に関する運用変更について

施設対応に関する運用変更

令和4年度まで

違反施設に対し、普及啓発の責務規定（法25条、条例第6条）を根拠に、当該違反が改善されるまで「戸別訪問」を繰り返してきたため、**違反が改善されない場合に本来予定されている「勧告」→「命令」→「罰則」という手続が行われておらず**（これらに至った案件がない。）、法及び条例の適正な執行という観点から課題がある。違反施設に対して複数回訪問しても、普及啓発の戸別訪問として扱っていた。



令和5年度から
運用変更

戸別訪問は、幅広く行う普及啓発としての実施から、通報があった場合における初回訪問としての実施に位置付けを変更し（重点化）、事案に応じて勧告以降の手続を実施。

（通報 → 戸別訪問（繰り返しはしない） → 立入検査 → 勧告 → 命令 → 罰則）

変更後の状況（R5.9末時点）

＜従来の普及啓発としての戸別訪問の状況＞ 315件

※普及啓発としての実施は各保健福祉事務所等の任意としている。5か所中4か所が実施。

＜通報を受けた場合の対応状況＞ 通報件数 25件

戸別訪問（初回訪問） 43件

違反あり 38件（訪問時改善済 25件、訪問時未改善 13件）

違反なし 5件

※立入調査・勧告・命令・罰則の適用に至った事例はなし

＜主な違反内容＞ ※普及啓発としての戸別訪問時に判明した件数を含む

① 禁煙標識の掲示（条例） 82件

② 喫煙禁止場所における喫煙器具・設備等の設置禁止（法） 21件

③ 標識の掲示・除去（法） 7件

3 神奈川県のとばこ対策の取組状況 及び今後の施策について

神奈川県たばこ対策の3本柱

たばこによる健康への悪影響を防止し、
健康な社会の実現を目指す

卒煙サポート

若年層・妊産婦の
喫煙防止

受動喫煙防止

卒煙サポート

<概要>

たばこをやめたい人が卒煙できるよう、健康への悪影響についての普及啓発や禁煙相談、（公財）かながわ健康財団との「かながわ卒煙塾」の共催など。

【健康財団】卒煙塾
（企業向け）

【健康財団】卒煙塾
（個人向け）

【未】卒煙支援リーフ

【保福】禁煙相談

卒煙サポートセミナー
（卒煙サポートに携わる人材育成）

たばこ対策協力企業

卒煙サポートネットワーク

【HP】禁煙治療実施医療機関の案内

卒煙サポートの強化① 卒煙支援リーフレットの新規作成

課題

若年層・妊産婦を対象とした普及啓発や、受動喫煙防止に関する普及啓発に比べ、卒煙支援に関する普及啓発がやや手薄



卒煙支援に関するリーフレットはこれまで作成していない。

施策の方向性

卒煙支援リーフレットの新規作成

県内の禁煙治療実施医療機関（保健所設置市を除く県域215箇所を予定）、関係機関、たばこ対策協力企業等に送付し、配架を依頼



(小学生)



(中高生)



(大学生)



(妊産婦)

卒煙サポートの強化② たばこ対策協力企業認定制度の改善

たばこ対策
協力企業
認定制度

禁煙などのたばこ対策に組織的かつ積極的に取り組んでいる企業・団体からの申請を受け、県が認定し、県HPにおいて紹介している。

課題

- ・ 認定後、県HPで社名等の公表にとどまっており、企業・県の双方が認定のメリットを活用できていない。
- ・ 認定協力企業の数が増加しない（R5.11時点で11社）。

具体的な取組を
わかりやすく紹介
↓
職場環境に配慮し
ている企業として
イメージアップ、
人材確保にも資す
る。

施策の
方向性

認定による具体的なメリットをPRして、協力企業数を増やし、職域におけるたばこ対策の向上を図る。

- ・ 県HPにおいて各企業の具体的な取組みや効果、体験談等をわかりやすく紹介
- ・ 県HPに掲載している各企業名の箇所から、当該企業のHPにリンクさせる

若年層・妊産婦の喫煙防止

<概要>

児童、生徒、学生に向けた喫煙防止教育啓発リーフレットの配布、県保健福祉事務所職員による学校などでの喫煙防止教育、喫煙防教育に携わる人材育成など。

小学生向け
リーフ

中高生向け
リーフ

大学生向け
チラシ

【鎌倉保福三崎センター】
ポスターコンクール

【保福】喫煙防止教育
(講師派遣・動画視聴)

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座
(喫煙防止教育に携わる人材育成)

妊産婦向け
リーフ

【未】家族向け
(父母等)

若年層・妊産婦の喫煙防止対策の強化① リーフレットの活用

課題

妊産婦向けリーフ及び中高生向けリーフは、その都度希望を受けて送付するにとどまっており、より積極的に活用すべき。



施策の
方向性

妊産婦向けリーフ
助産院等に配架を依頼
県HPで積極的に配布をPR

中高生向けリーフ
県・市の教育委員会を通じて活用を依頼
県HPで積極的に配布をPR



若年層の喫煙防止対策の強化② 喫煙防止教育のための動画作成

課題

本県では、県内の高校に通学する生徒向けに、保健福祉事務所等の職員（医師、保健師等）を講師として各学校へ派遣し、喫煙防止教育のための出張授業を行ってきたが、令和2年度より本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、近年は喫煙防止教育を思うように行うことができなかった。



施策の方向性

今後同様の状況となった場合でも、喫煙防止教育を継続できるよう、また、各学校及び保健福祉事務所等の事務負担の軽減を図るため、**喫煙防止教育のための動画を作成し、**各学校における活用を図る。

検討会のご意見を踏まえ、現在動画作成に取り組んでいます。

ernment



(作成中)

受動喫煙防止

<概要>

県民向けのキャンペーンの実施などによる健康増進及び受動喫煙防止条例の周知や、施設管理者に対する喫煙専用室等の設置に関する技術アドバイザーの派遣など。

世界禁煙デー
・ 禁煙週間（5月）

受動喫煙防止
キャンペーン（11月）

技術的支援
（専門アドバイザー派遣）

通報・相談対応
（施設への行政指導・行政処分）

施設管理者向け
普及啓発

県内旅行者等向け
普及啓発

イベント参加
（普及啓発）

法解釈・条例解釈

条例見直し

【未】屋外等における
受動喫煙防止の普及啓発

受動喫煙防止条例等運用調整会議等
（保健福祉事務所・本庁）

その他 加熱式たばこの健康影響に関する普及啓発

課題

加熱式たばこ（アイコスなど）の喫煙者が増加しているが、その健康影響や、電子たばことの違い等についての知識が十分でないと思われる。



施策の方向性

加熱式たばこの健康影響等に関する普及啓発資材（チラシ・ポスター等）の作成や各種リーフレットの改訂の際に追記するなどして普及啓発を行う。

(参考) 加熱式たばこ

葉たばこカートリッジを電気で加熱し、発生した煙（蒸気）を吸引する「たばこ」



(例) iQOS(アイコス)、 glo(グロー) など

主流煙（蒸気）には、ニコチンや発がん性物質などの有害物質を含む。

- ※ 2013年12月から販売開始、2016年頃から急速に普及。
- ※ 喫煙者本人及び周囲への健康影響や臭いなどが紙巻たばこより少ないという期待から、使い始める人が多いが、販売開始からの年月が浅いため、長期使用に伴う健康影響は明らかでなく、喫煙者と受動喫煙者の健康に悪影響を及ぼす可能性が否定できない。

出典：加熱式たばこの健康影響（厚生労働省）

(参考) 電子たばこ

たばこ葉は使用せず、カートリッジ内の液体（リキッド）を電気で加熱することによって発生する蒸気を吸う製品

その形状等から「加熱式たばこ」と混同されやすいが、たばこ葉の使用の有無やニコチン含有の有無、日本における法による分類・規制において大きな違いがある。

- ・ 日本では法律でニコチン入り電子たばこの販売が禁止されているが、**リキッドにニコチンが入っていないなくても、ホルムアルデヒドなどの有害物質が検出された**という研究結果があり、海外では使用中の爆発事故も報告されている。
- ・ 米国では肺疾患等の健康被害症例（死亡事例含む）が出ており、厚生労働省のホームページ上で注意喚起がされている。



説明は以上です。